

平成 31 年 4 月 4 日

富山県社会保険労務士会長 殿

日本年金機構 富山年金事務所長

提出いただいた届書の返戻時の取扱いについて

平素は、公的年金制度の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、提出いただいた届書の返戻時の送付先につきましては、紙媒体・電子媒体の 12 届書（※）に関して、あらかじめ「別送登録」を行っていただくことで、返信用封筒の添付を要せずに登録済の別送先住所へ送付しております。

平成 31 年 4 月 1 日より、提出をいただいた届書を不備等の理由によりお返しする際に、届書の「社会保険労務士の提出代行者印」欄や「送付状」に所在地の記載がなく送付先（社会保険労務士名および所在地）が確認できない場合の取扱いにつきましては、下記のとおり変更となります。

お手数をおかけしますが、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

あわせて、会員様への周知・広報にご配慮を賜りますようお願いいたします。

記

- 1, 別送登録済届書：登録の別送先に送付します。
- 2, 別送登録済届書以外：事業主様あてに送付します。

※ 別送登録届書 …「資格取得届」、「資格喪失届」、「被扶養者異動届」、「月額変更届」、「月額変更届（70 歳以上）」、「算定基礎届」、「算定基礎届（70 歳以上）」、「賞与支払届」、「賞与支払届（70 歳以上）」、「70 歳該当届」、「70 歳不該当届」及び「健康保険被保険者適用除外届」

* 個人情報の流出防止の観点から「社会保険労務士の提出代行者印」欄に住所の記載をしていただきますようご協力をお願いします。